

第2回
都市計画公園・緑地(市町村公園)
見直し検討委員会

大阪府都市計画協会

次 第

1. 会議の運営方法について
2. 第1回委員会でのご意見
3. 対象公園と区域の定義
4. 住区基幹公園の必要機能(案)
5. 「府営公園見直しの基本方針」適用可否のケーススタディについて
6. 今後のスケジュール

1. 会議の運営方法について

会議の運営方法について

1. 会議の公開について

基本的に**非公開**とし、
都市計画協会会員市町村のみ傍聴可能とする

<理由>

市町村公園緑地は地域に密着したものであり、地権者が特定されるなど地元への影響が大きい。会議を公開とすることで活発な意見交換に支障を及ぼす恐れがある。

2. 議事録・配布資料の公開について

議事録は**公開**、配布資料は個人を特定できるものを除き**公開**とし、府および事務局市の**HPに掲載**する

3. 会議開催の周知について

府および事務局市の**HPにて開催案内を掲載**

4. パブリックコメントについて

素案作成後、都市計画協会がパブリックコメントを行う
周知および募集方法はHPに掲載

5. 都市計画審議会への報告について

市町村が本市町村公園見直しガイドラインを適宜、
適切に市町村都市計画審議会に報告する

2. 第1回委員会でのご意見

第1回委員会でのご意見

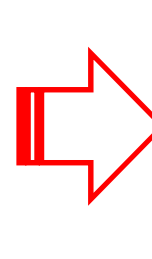
見直しのスタンスについて

- 事業論、あるいは苦情対応等の解決策として短絡的に廃止に流れないようにすること
- 公園緑地の廃止・存続議論とは別に、「みどり」が少ない地域においてどのように「みどり」を充実させていくかの視点も大切

 **本ガイドラインの作成にあたっては、上記意見を踏まえた上で評価手法を確立する**

検討の進め方について①

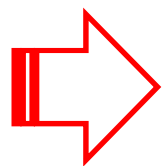
今後、個別公園の見直しを検討するにあたり、地域特性を明確にし、それを踏まえた検討が必要

 **必要性評価において、地域特性(区域区分、用途、土地利用状況等)を踏まえた評価手法を検討する**

第1回委員会でのご意見

検討の進め方について②

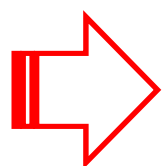
サービス圏域について、高齢社会が進行する中、実態の生活行為に基づいた利用圏域の検討や、他の種別の公園でのサービス圏域の重複等も考慮すべき



- 誘致圏域の考え方について、本日の委員会議事「住区基幹公園の必要機能」で検討
- 誘致圏域の重複等については、必要性評価の中で反映可能な評価方法とする

検討の進め方について③

東南海・南海地震の発生に備え、事前復興という考え方も視野に入れておく必要あり



- 災害復興のあり方について課題認識を持ち、国の施策等の情報収集を行いながらの検討が必要

第1回委員会でのご意見

必要性評価について①

都市の貴重なオープンスペース(存在効果)等、利用効果以外の重要な価値を見出すべき

➤ 必要性に応じて存在効果を評価する
(評価の詳細項目については今後検討)

必要性評価について②

40年前と比較すると公園利用が多様化していることを踏まえて検討すべき

➤ 必要性評価において諸元を整理することで
社会情勢、利用者ニーズの変化を踏まえた
公園利用の評価を行う

第1回委員会でのご意見

代替施策の検討について①

住宅滅失後に駐車場として跡地利用されている空間について
制度論も含めて代替施策としての活用方法を検討すべき

 **早期みどりの実現確保策として今後検討
(第3回委員会以降の議題予定)**

代替施策の検討について②

人口減少社会において空地・空家のマネジメントは重要な課題。
この課題解決策として、税のインセンティブ等も考慮し、地域性
緑地等を活用した制度を検討してはどうか

 **早期みどりの実現確保策として今後検討
(第3回委員会以降の議題予定)**

第1回委員会でのご意見

代替施策の検討について③

公共施設や民有地の緑化、学校の校庭開放等も合わせた議論が必要

 **代替施設としての可否を検討
(第3回委員会以降の議題予定)**

実現手法について①

行政のアカウントビリティの観点から、存続する場合は公園の整備予定を明確にすべき

 **実現性評価において今後検討
(第3回委員会以降の議題予定)**

実現手法について②

オアシス整備事業や治水関係事業でため池を整備後、都市公園として管理している事例及び課題確認

 **実現性評価における実現手法として今後検討**

【オアシス整備事業で整備、開設した事例】

○清水池公園(高槻市)

【課題】

オアシス整備事業で整備した都市計画公園の区域は原則未開設としている事例が多い

(将来の都市計画事業として整備の余地を残すため)

○実態として市民利用されているが公園として未開設

○未開設のため都市公園として管理されず、地元管理が多い

実現手法について③

密集市街地の公園など様々な制約の中、借地公園等も視野に入れ、都市公園・緑地施設として実現可能な手法を検討すべき。また、事例はあるか。

 **実現手法の検討は今後検討
(第3回委員会以降の議題予定)**

【府域における借地方式の公園事例】

約70の市町村公園が開設。

うち10公園が法改正後に借地公園制度を活用
(約半数が企業からの借地)

【参考】借地公園に係る都市公園法の改正内容（平成16年改正）

都市公園の保存規定（法16条）

【改正前】

「他の都市計画事業が施行される場合や公益上特別の必要がある場合、代替の都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園を廃止してはならない」

⇒貸借契約期間が終了しても基本的に公園を廃止できないため、土地所有者が土地の提供をしづらかった

【改正後】

廃止可能な条件に「貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合」が**追加**され、貸借契約の終了等により公園が廃止できる旨が明確に規定される。

⇒貸借契約期間が終了すれば、公園廃止も可能となったため、土地所有者が土地の提供をしやすくなる

3. 対象公園と区域の定義

ガイドラインの対象公園および区域の定義

対象公園：未着手公園および未完成公園

対象区域：対象公園のうち民有地に建築制限がかかっている未着手区域

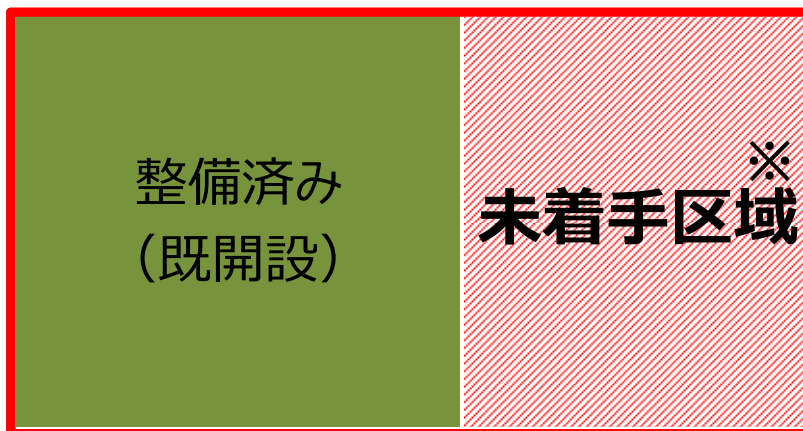
(1) 未着手公園とは



都市計画公園区域

都市計画決定区域の
全域が未開設の公園

(2) 未完成公園とは



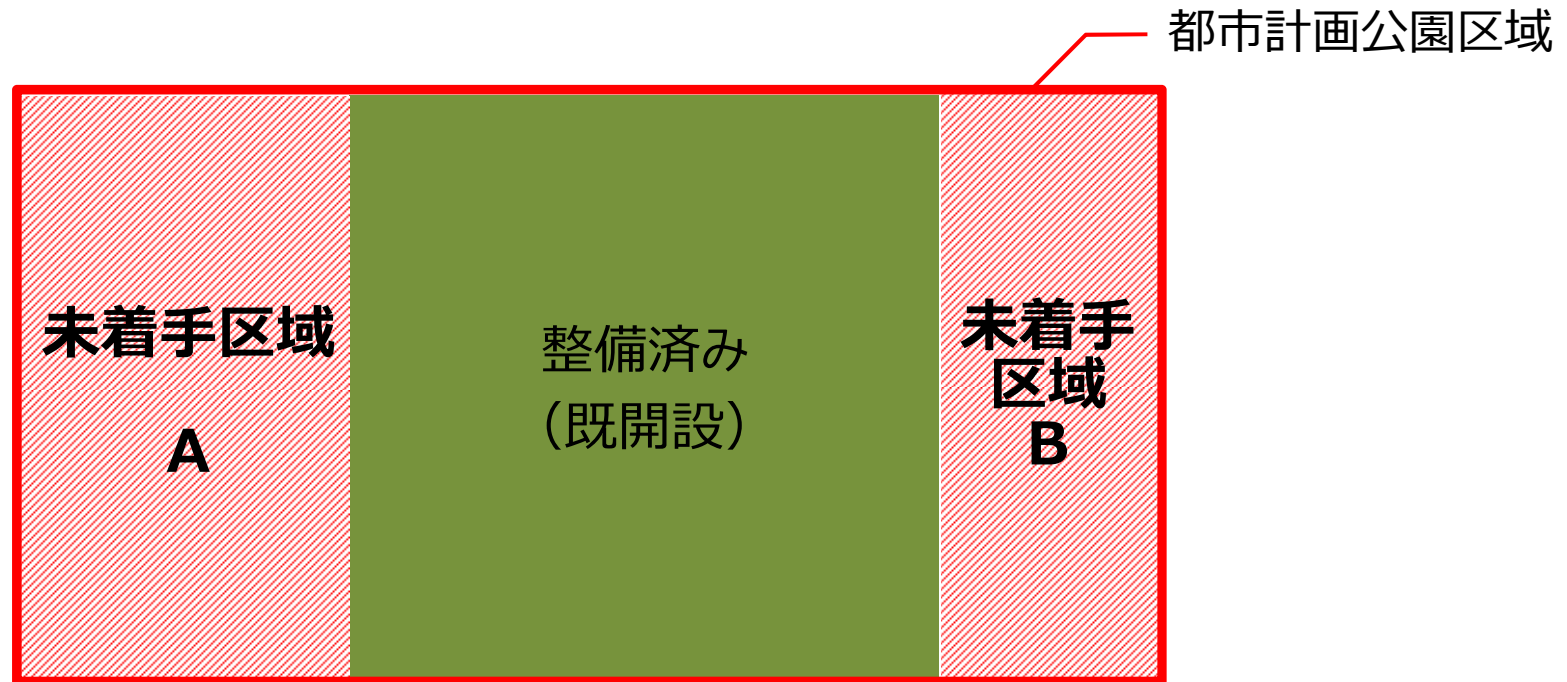
都市計画公園区域

都市計画決定区域の
一部が未開設の公園

※未着手区域が狭小な場合は
対象から除く

<対象区域の評価方法>

- ・ 未完成公園内に未着手区域が複数ある場合



原則一体評価とする

地区公園レベル等で機能が分かれると
考えられる場合は別途検討要

ガイドラインの対象となる公園種別（未着手・未完成公園）【H20年3月末現在】


（政令市除く）

種別		箇所数	代表例
住区基幹公園	街区公園	120	—
	近隣公園	121	—
	地区公園	27	—
都市基幹公園	総合公園 運動公園	19	神崎川公園（豊中市）、 西河原公園（茨木市）、 枚方公園（枚方市）
特殊公園	風致	6	源氏の滝公園（交野市）、 石澄公園（池田市）、 中島池公園（岸和田市）
	対象外 その他特殊	1	摩湯山公園（歴史公園・ 岸和田市）
緑地		18	五月山緑地（池田市）、 船橋川緑地（枚方市）

4. 住区基幹公園の必要機能(案)

住区基幹公園種別ごとの特徴

	標準規模	目的	設計指針 「都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律の施行について」昭和51年通達抜粋
街区公園	0.25 ha	主として街区内に居住する者の利用に供する	地区の実状に合わせ、 ・児童の遊戯、運動等の利用 ・高齢者の運動、憩い等の利用 に配慮し、 遊戯施設 、 広場 、 休養施設 等を最も身近な公園としての機能を発揮できるように配置
近隣公園	2ha	主として近隣に居住する者の利用に供する	住区住民の日常的な屋外 レクリエーション 活動に応じた施設を中心に設計し、 休養スペース を十分確保
地区公園	4ha	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する	地区住民の身近な スポーツ を中心としたレクリエーション施設を主体に、 休養施設 、 修景施設 等を有機的に配置

 **社会的背景や時代ニーズに応じた必要機能の整理が必要**

【参考】住区基幹公園の標準配置(従来)

住区レベル (1 近隣住区)

標準面積 : 100ha (1 km × 1 km)

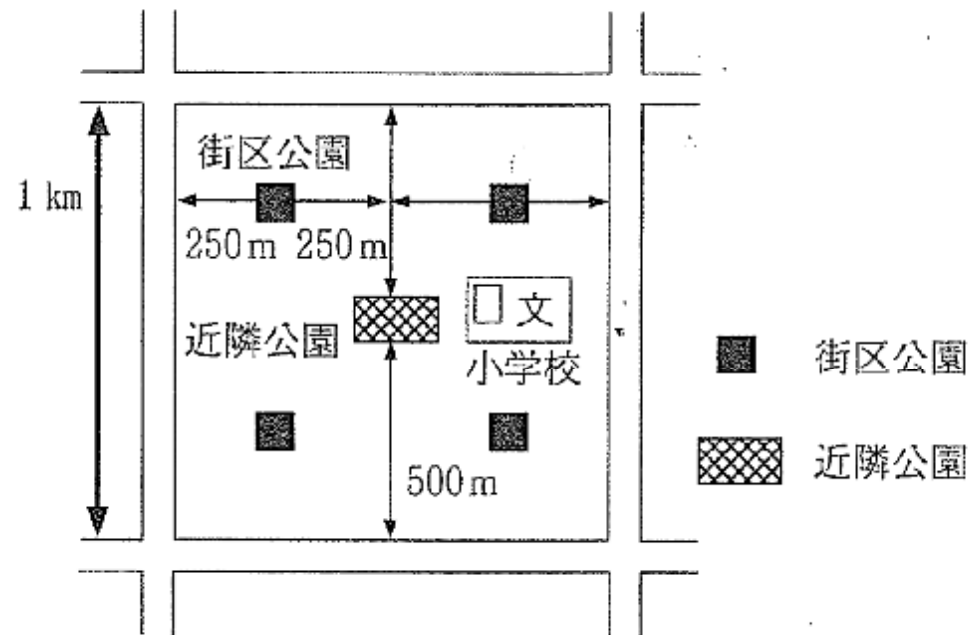
標準人口 : 10,000人

街区公園 4箇所

近隣公園 1箇所

街区公園 : 標準面積 0.25ha 誘致距離 250m

近隣公園 : 標準面積 2 ha 誘致距離 500m



住区基幹公園の標準配置(従来)

住区レベル (4 近隣住区)

標準面積 : 400ha

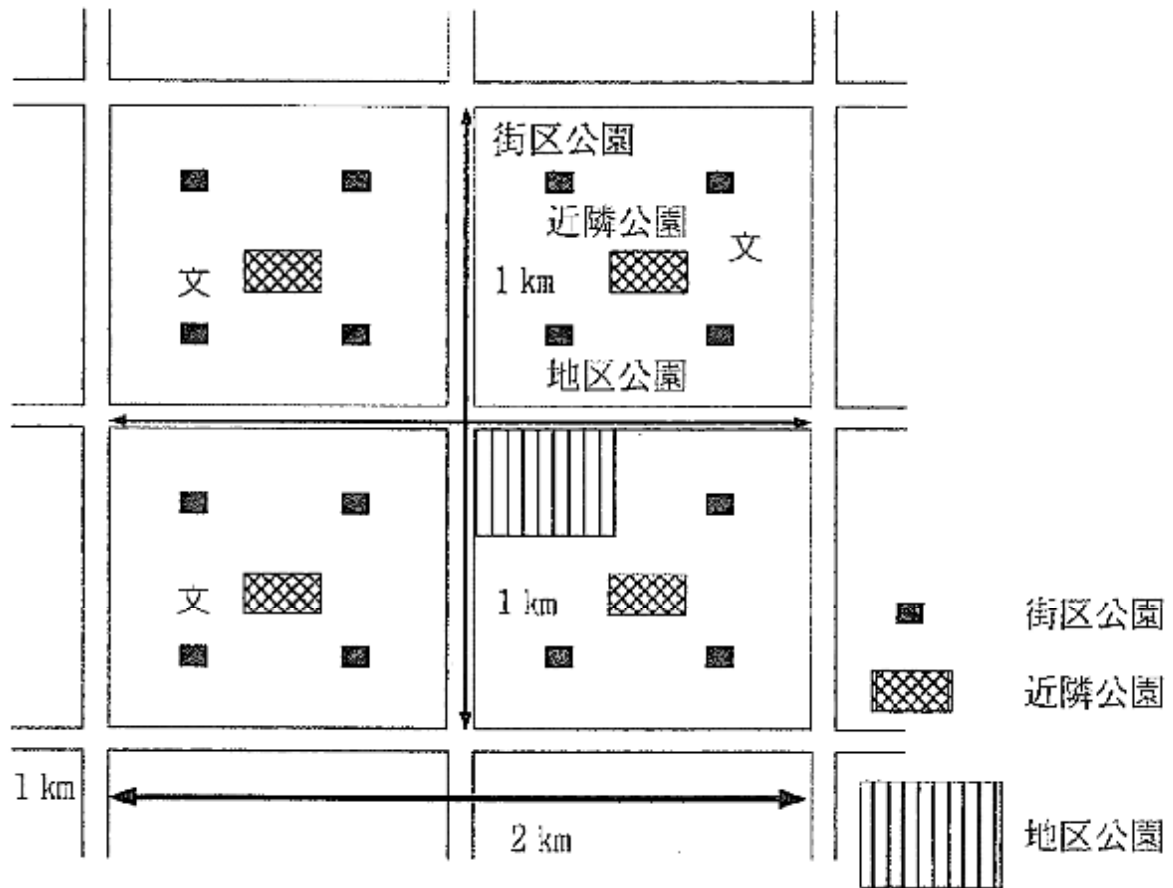
標準人口 : 40,000人

街区公園16箇所

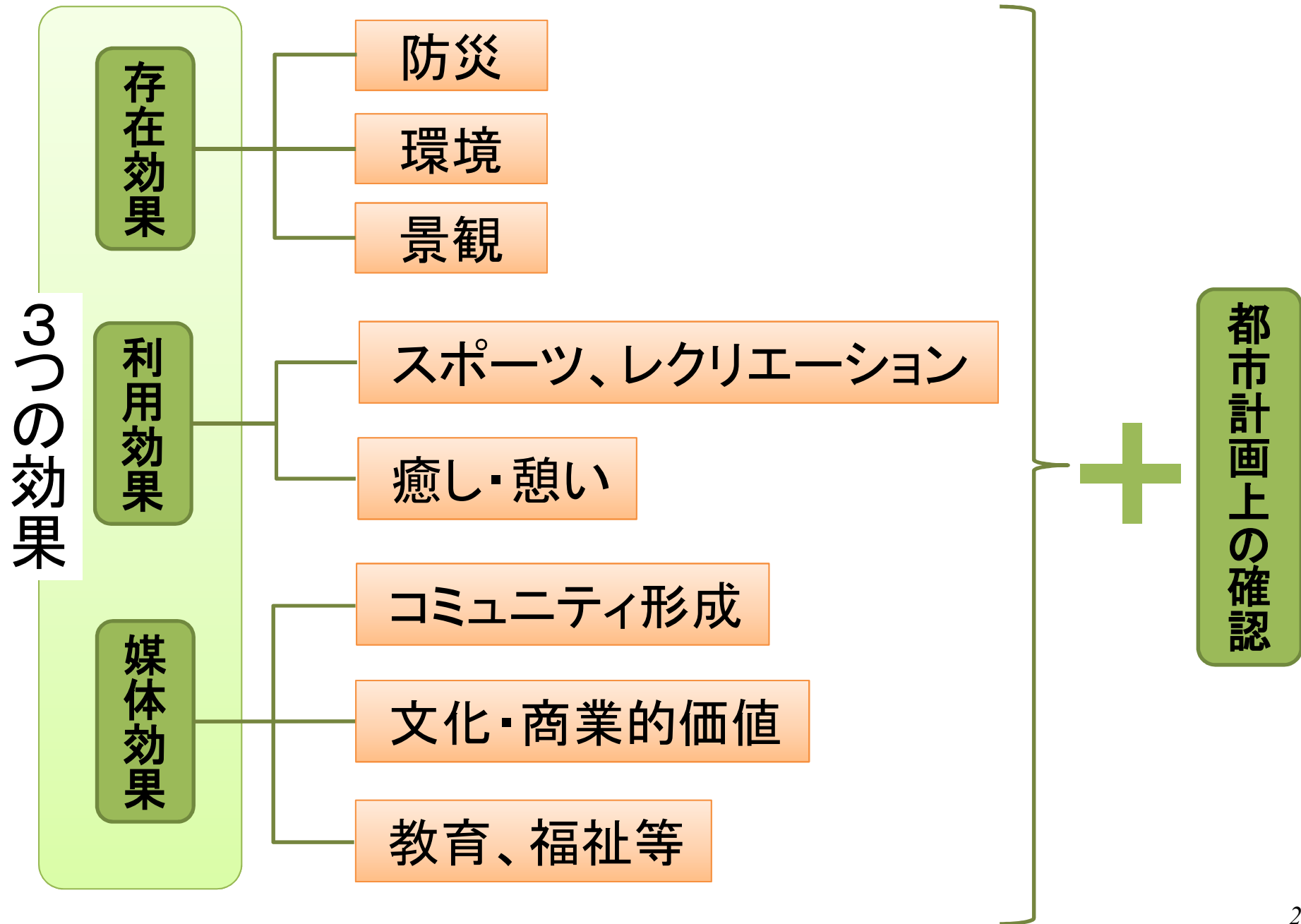
近隣公園 4 箇所

地区公園 1 箇所

地区公園 : 標準面積 4 ha 誘致距離 1 km



住区基幹公園の必要機能項目(案)



【街区公園】

村野公園（枚方市）



開設面積：0.11ha

主要施設等：ブランコ、滑り台等の遊具施設

【街区公園】



【公園種別】街区公園に求められる主な機能(案)

種別	利用対象 圏域	特徴的な機能	
街区公園	半径 250m 圏域	<p>【存在】(防災)</p> <p>(環境)</p> <p>(景観)</p> <p>【利用】</p> <p>【媒体】</p> <p>【都市計画】</p>	<p>◆住民の一時避難場所</p> <p>◇延焼遮断（※密集市街地は特に重要）</p> <p>◇ヒートアイランド現象の緩和</p> <p>◇都市における生き物の生息・移動空間</p> <p>◆住生活環境の向上</p> <p>◇空間の心理的効果 等</p> <p>◆遊び場提供（遊具、小グラウンド）、健康増進（ラジオ体操や健康遊具） 等</p> <p>◆コミュニケーション（子育て世代、高齢者等）の場提供</p> <p>◇自主防災訓練等による地域防災力の向上 等</p> <p>◇浸水、土砂災害等の危険回避</p> <p>◇市街地整備の候補地 等</p>

【近隣公園】

野畑南公園（豊中市）



開設面積：1.10ha

主要施設等：グラウンド、アスレチック遊具、岩場、園路、
まとまった緑等

【近隣公園】

野畑南公園（豊中市）



【公園種別】近隣公園に求められる主な機能(案)

種別	利用対象 圏域	特徴的な機能	
近隣 公園	半径 500m 圏域	<p>【存在】(防災)</p> <p>(環境)</p> <p>(景観)</p> <p>【利用】</p> <p>【媒体】</p> <p>【都市計画】</p>	<p>◆住民の一時、一次避難場所</p> <p>◆延焼遮断（※密集市街地は特に重要）</p> <p>◇ヒートアイランド現象の緩和（クールアイランド）</p> <p>◇都市における生き物の生息・移動空間（ビオトープ）</p> <p>◆地域シンボルの創出 （シンボルツリーや並木景観、モニュメント等）</p> <p>◆住生活環境の向上 ◇空間の心理的効果 等</p> <p>◇遊び場提供（コンビネーション遊具）、健康増進（ラジオ体操や健康遊具）</p> <p>◆近隣住民のスポーツ・レクリエーション（芝生広場・自由広場）</p> <p>◇散策・ウォーキング等の健康増進（散策路・周回園路）</p> <p>◇樹林地・野原等の自然的景観や花・みどりの鑑賞</p> <p>◇憩いや癒し 等</p> <p>◇コミュニケーション（子育て世代、高齢者等）の場提供</p> <p>◇自主防災訓練等による地域防災力の向上</p> <p>◆地域コミュニティの集会、市民活動の場 （連合自治会イベント、NPO活動、盆踊り等） 等</p> <p>◇浸水、土砂災害等の危険回避</p> <p>◇市街地整備の候補地 等</p>

【地区公園】

豊島公園（豊中市）



開設面積：6.3ha

主要施設等：野球場、テニスコート、花とみどりの相談所、バラ園、多目的広場、駐車場等

【地区公園】

豊島公園（豊中市）



【公園種別】地区公園に求められる主な機能(案)

種別	利用対象 圏域	特徴的な機能	
地区公園	半径 1km 圏域	<p>【存在】(防災) (環境)</p> <p>(景観)</p> <p>【利用】</p> <p>【媒体】</p> <p>【都市計画】</p>	<p>◆地域防災拠点（一次避難場所） ◆延焼遮断</p> <p>◇ヒートアイランド現象の緩和（クールスポット）</p> <p>◇都市における生き物の生息・移動空間 （エコロジカルネットワークの拠点）</p> <p>◇地域シンボルの創出（大木の育成等）</p> <p>◇住生活環境の向上 ◇緑陰の創出</p> <p>◆美しい景観による地域への愛着醸成 等</p> <p>◇遊び場提供（児童遊戯場）、健康増進（ラジオ体操や健康遊具）</p> <p>◆近隣住民のスポーツ・レクリエーション(野球場、テニスコート等)</p> <p>◆散策・ウォーキング等の健康増進 ◇自然とのふれあいの場</p> <p>◆樹林地・野原等の自然的景観の鑑賞 ◇憩い・癒し 等</p> <p>◇コミュニケーション（子育て世代、高齢者等）の場提供</p> <p>◇自主防災訓練等による地域防災力の向上</p> <p>◆地域コミュニティ、市民活動の活性化(自治会活動、NPO等)</p> <p>◇福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進や生きがいづくり</p> <p>◇教養・文化施設（図書館・美術館等） 等</p> <p>◇浸水、土砂災害等の危険回避 等</p>

必要性評価の諸元整理(案)

	項目	確認内容
土地利用	区域区分	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域 or 市街化調整区域 ・市街化調整区域の場合は法第34条11項の該当地域 or 保留フレーム地域 等
	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系 ・商業系 ・工業系
	現況の土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地 ・商業地 ・工場 ・農地 ・樹林地 ・ため池 ・寺社 等
人口動向	圏域人口	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致圏域内の人口 (便益を受ける居住者の有無確認)
	人口構成等	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致圏域内の高齢化率や将来人口の動向等
その他	上位計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村緑の基本計画 ・景観計画 ・市町村都市計画マスタープラン 等の位置づけ
	地域ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・地元からの要望確認
	現況のみどりの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・緑被率等みどりの現況把握

誘致圏域内の利用者の状況により必要性及び求められる機能が大きく異なる

⇒ **対象公園の誘致圏域内の利用者状況を把握**

市街化区域

・・・利用者の状況、用途地域、現況及び周辺土地利用状況、地域ニーズ等を踏まえ、真に必要な機能評価を行う

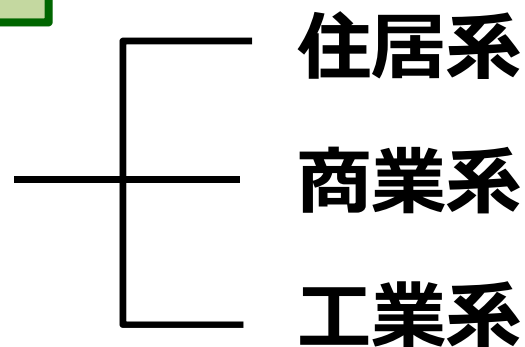
市街化調整区域

・・・利用者の状況、市街化動向、現況の自然環境等を踏まえ、必要に応じて市街化区域と同等の機能評価を行う

地域特性と公園種別の整理項目

地域特性の区分

●市街化区域



3種類

用途地域を基本に、誘致圏域内の主たる土地利用状況を踏まえて分類

●市街化調整区域

公園種別の誘致圏域および標準規模

- 街区公園・・・半径250m程度、0.25haを標準
- 近隣公園・・・半径500m程度、2haを標準
- 地区公園・・・半径1km程度、4haを標準

3種類

従来の考え方は一定利用実態に即している

【参考】評価マトリックス別未着手・未完成公園数(政令市除く)

単位：箇所

	街区公園	近隣公園	地区公園
住居系	117	118	27
商業系	1	0	0
工業系	2	3	0

平成20年3月末現在

※ほか市街化調整区域内の公園数14箇所

住居系の検討区分(案)

住居系

一般市街地

木造密集市街地

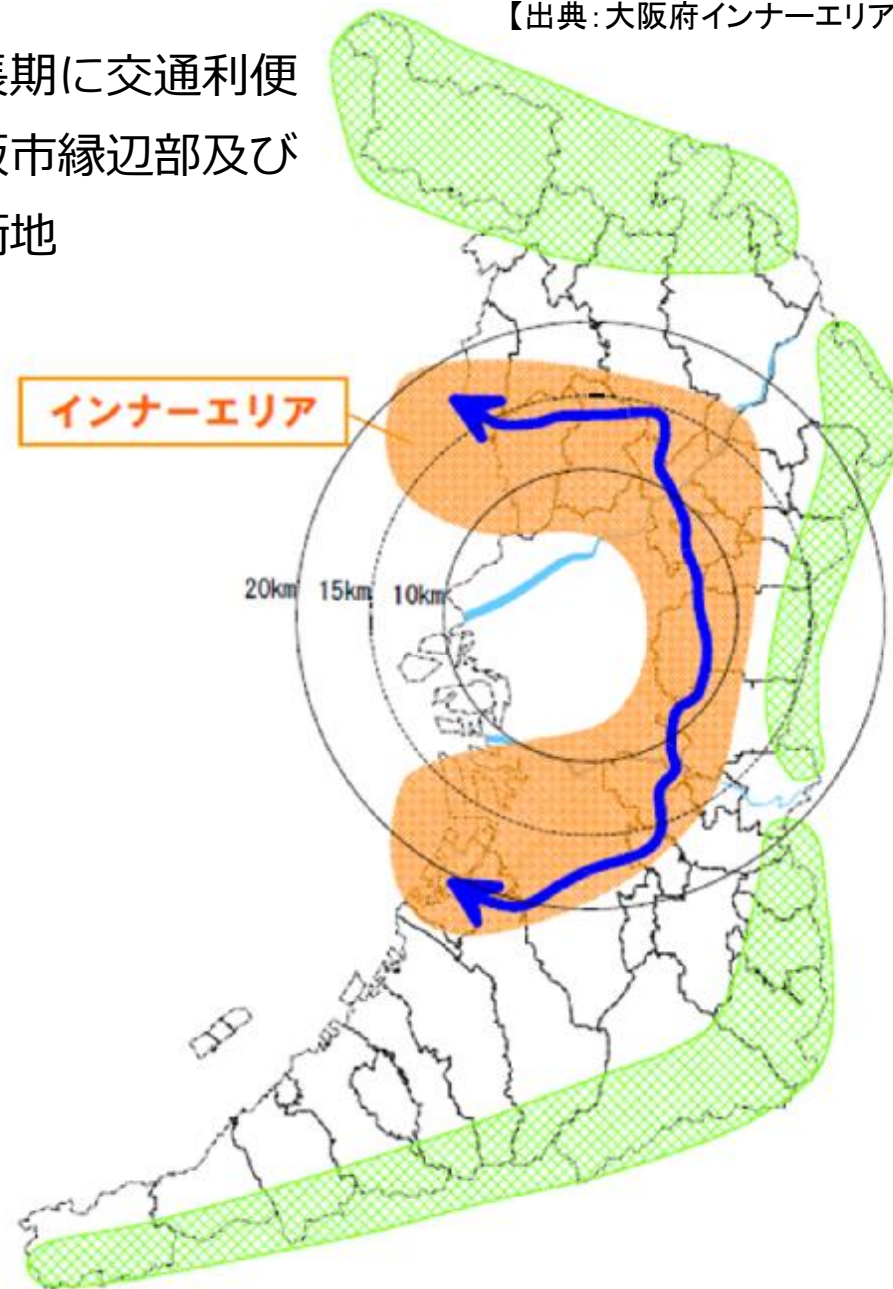
高度経済成長期に、交通利便性の高い大阪市周辺に広域的に形成された人口・産業が集中した密集市街地



【参考】インナーエリア

インナーエリア：高度経済成長期に交通利便性の高い大阪市縁辺部及びその周辺市街地

【出典：大阪府インナーエリア再生指針(平成15年)】



【一般市街地】住区基幹公園に求められる主な機能(案)

市街地 類型	利用者	特徴的な機能	
一般市街地	住民	【存在】(防災)	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民の避難場所（一次避難、一時避難等） ◆延焼遮断 ◇ヒートアイランド現象の緩和 ◇生き物の移動空間
		(環境)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域シンボル ◆美しい景観による地域への愛着醸成 ◆住生活環境の向上 等
	(景観)	<ul style="list-style-type: none"> ◆遊び場提供および健康増進（健康遊具、散策、ウォーキング等） ◆近隣住民のスポーツ・レクリエーション ◇遊歩道や休憩施設の憩い・癒し ◆花木や樹林地等の自然的景観の鑑賞 ◇自然とのふれあいの場 等 	
	【媒体】	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニケーション（子育て世代、高齢者等）の場提供 ◆地域コミュニティの活性化 ◇市民活動の活性化 ◇福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進及び生きがいづくり ◇自主防災訓練等による地域防災力の向上 等 	
		【都市計画】	<ul style="list-style-type: none"> ◇浸水、土砂災害等の危険回避 ◇市街地整備の候補地 等

【木造密集市街地】住区基幹公園に求められる主な機能(案)

市街地 類型	利用者	特徴的な機能	
木造 密集 市街地	住民	【存在】(防災)	<ul style="list-style-type: none"> ◆住民の避難場所（一次避難、一時避難等） ◆延焼遮断
		(環境)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ヒートアイランド現象の緩和 ◇生き物の移動空間
		(景観)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域シンボル ◆美しい景観による地域への愛着醸成 ◆住生活環境の向上 等
		【利用】	<ul style="list-style-type: none"> ◆遊び場提供および健康増進（健康遊具、散策、ウォーキング等） ◆近隣住民のスポーツ・レクリエーション ◇遊歩道や休憩施設の憩い・癒し ◆花木や樹林地等の自然的景観の鑑賞 ◇自然とのふれあいの場 等
		【媒体】	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニケーション（子育て世代、高齢者等）の場提供 ◆地域コミュニティの活性化 ◇市民活動の活性化 ◇福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進及び生きがいづくり ◇自主防災訓練等による地域防災力の向上 等
		【都市計画】	<ul style="list-style-type: none"> ◇浸水、土砂災害等の危険回避 ◆市街地整備の候補地 等

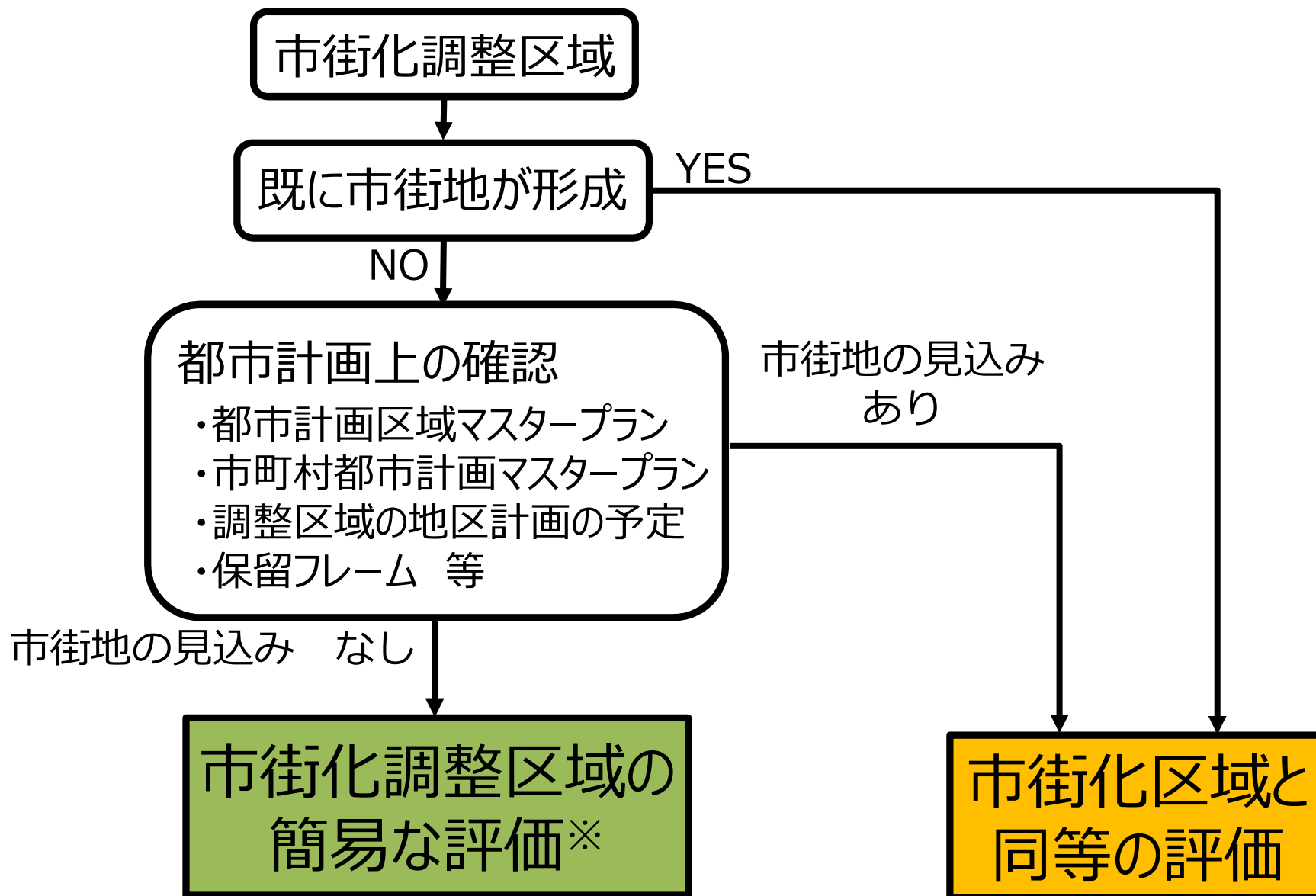
【木造密集市街地】住区基幹公園に求められる主な機能(案)

焼けどまりになった大国公園(神戸市長田区)

【出典:「防災公園計画・設計ガイドライン」(平成11年)】



市街化調整区域の考え方(案)



※廃止後の土地利用の混乱の可能性、
周辺土地利用の状況や他の都市計画との整合等

6. 今後のスケジュール(案)

今後のスケジュール(案)

第3回(11月予定) 検討委員会

- 必要性評価カルテの検討
- 代替性、実現性評価の検討
- 早期みどりの実現確保策の検討
- 都市基幹公園(総合公園)見直しのケーススタディ 等



第4回検討委員会(平成25年1月予定)

- 市町村等との意見交換
- 住区基幹公園見直しのケーススタディ



第5回検討委員会(平成25年3月予定)

- ガイドライン(素案)の作成



市町村への意見照会、パブリックコメントを経て

策定・公表